

「優良田園住宅」

優良田園住宅にかかる法制度

優良田園住宅とは、「農山村地域、都市の近郊など良好な自然的環境を形成している地域に所在する一戸建ての住宅」で、次の基準を満たすものをいいます。

- 敷地面積が三百平方メートル以上
- 建築面積の敷地面積に対する割合（建ぺい率）が三〇%以下、延べ面積の敷地面積に対する割合（容積率）が五〇%以下
- 階数が三階以下

[ライフスタイルのイメージ]

①自然遊住型	自然豊かな山里で、自然と同化した生活を送るための住宅
②U I Jターン型	都市部から地方部へのU I Jターンのための住宅
③豊かな退職ライフ型	退職後の老後生活を豊かな環境の下で送るための住宅
④田園通勤型	田園地域から都市の職場に通勤するための住宅
⑤デュアルハウジング型	職住近接の都心生活と週末における田園生活を両立させるための住宅

化や過疎化の進行に対して、定住や交流の促進に資する住宅の建設が求められています。こうした背景の下、「農山村地域、都市の近郊等における優良な住宅の建設を促進するための措置を講ずることにより、健康的でゆとりある国民生活の確保を図ること」を目的として、「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」が制定されました。農林水産省と建設省（現国土交通省）の所管により、平成一〇年七月から施行されています。

新潟県上越市では、いち早く優良田園住宅「アーバンビレッジ」の建設に着手しました。上越市土地開発公社が事業主となり、約六万平方メートル（宅地面積三万八千平方メートル）に五十七区画の宅地が開発され、上下水道、都市ガス、公園・緑地などが整備されています。一区画当たりの宅地面積は五百〇千二十平方メートルで、木造の一戸建て専用住宅であること、建ぺい率三〇%以下・容積率五〇%以下であることなどの建築制限が設定されています。

優良田園住宅を建設するためにまず市町村が都道府県知事との協議を経て「優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」（以下、基本方針）を策定し、公表します。基本方針は優良田園住宅の建設に関する基本方向を示すものであり、良好な自然的環境の保全、自然的環境による良好な居住環境

（平成十一年度）によると、九百を超える市町村で「優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」の策定を検討中、あるいは策定意向があるとされています。

新潟県上越市では、いち早く優良田園住宅「アーバンビレッジ」の建設に着手しました。上越市土地開発公社が事業主となり、約六万平方メートル（宅地面積三万八千平方メートル）に五十七区画の宅地が開発され、上下水道、都市ガス、公園・緑地などが整備されています。一区画当たりの宅地面積は五百〇千二十平方メートルで、木造の一戸建て専用住宅であること、建ぺい率三〇%以下・容積率五〇%以下であることなどの建築制限が設定されています。

優良田園住宅を建設するためにまず市町村が都道府県知事との協議を経て「優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」（以下、基本方針）を策定し、公表します。基本方針は優良田園住宅の建設に関する基本方向を示すものであり、良好な自然的環境の保全、自然的環境による良好な居住環境

近年、居住に対する価値観が多様化する中で、自然的環境の豊かな地域でゆとりある生活を営むことを求める人々が増えています。他方、農山村地域などでは、高齢者

の「農村緑住空間の創造検討調査」

こうした優良田園住宅に対する

（平成十一年度）によると、九百を超える市町村で「優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」の策定を検討中、あるいは策定意向があるとされています。

新潟県上越市では、いち早く優良田園住宅「アーバンビレッジ」の建設に着手しました。上越市土地開発公社が事業主となり、約六万平方メートル（宅地面積三万八千平方メートル）に五十七区画の宅地が開発され、上下水道、都市ガス、公園・緑地などが整備されています。一区画当たりの宅地面積は五百〇千二十平方メートルで、木造の一戸建て専用住宅であること、建ぺい率三〇%以下・容積率五〇%以下であることなどの建築制限が設定されています。

優良田園住宅を建設するためにまず市町村が都道府県知事との協議を経て「優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」（以下、基本方針）を策定し、公表します。基本方針は優良田園住宅の建設に関する基本方向を示すものであり、良好な自然的環境の保全、自然的環境による良好な居住環境

の形成、農山村地域等の振興に資するように定めます。さらに、都市計画、農業振興地域整備計画、住宅マスターープランなどとの調和が保たれていることが必要です。

新潟県上越市では、いち早く優良田園住宅「アーバンビレッジ」の建設に着手しました。上越市土地開発公社が事業主となり、約六万平方メートル（宅地面積三万八千平方メートル）に五十七区画の宅地が開発され、上下水道、都市ガス、公園・緑地などが整備されています。一区画当たりの宅地面積は五百〇千二十平方メートルで、木造の一戸建て専用住宅であること、建ぺい率三〇%以下・容積率五〇%以下であることなどの建築制限が設定されています。

優良田園住宅を建設するためにまず市町村が都道府県知事との協議を経て「優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」（以下、基本方針）を策定し、公表します。基本方針は優良田園住宅の建設に関する基本方向を示すものであり、良好な自然的環境の保全、自然的環境による良好な居住環境

に対する配慮に関する事項、資金確保に関する事項など)

次に、建設計画の認定を受けようとする個人あるいは事業者（工事施工者ではなく建築主に相当する者）は、「優良田園住宅認定申請書」及び「優良田園住宅建設計画」（以下、建設計画）を作成し、市町村に提出します。市町村は基本方針で定めた内容に照らして審査を行います。その際、原則として農業委員会の意見を聞き、必要に応じて農業協同組合や土地改良区からも意見を聞きます。さらに

都道府県知事との協議（都道府県知事は必要に応じて農林水産大臣と協議）を経て、建設計画が適切であればこれを認定します。

農地転用手続きなどの円滑化

建設計画の審査に当たり、市町村と都道府県知事との協議、都道府県知事と農林水産大臣との協議において、「農業振興地域の整備に関する法律」（以下、農振法）

及び農地法にかかる協議も行われます。従つて、建設計画の認定後に実施される農振法の農用地区

域からの除外手続きでは、必要な協議は既に終わっているとされ、公告・縦覧などの法定手続きが行われているかどうかについてのみ判断されます。同様に、農地法の農地転用手手続きでは、申請にかかる事業計画、資金計画及び被害防除措置などについてのみ判断されます。建設計画が認定されることで、これらの手続きがより円滑に実施されます。

優良田園住宅の建設促進

優良田園住宅の建設を促進するため、許可手続きの円滑化、税制上の優遇措置、住宅金融公庫等の融資などが実施されています。先に示した農振法、農地法に基づく手続きの円滑化のほか、開発行為等についての都市計画法に基づく特例措置（当初三年間二分の一など）、不動産取得税の控除など）が適用されます。さらに、「住まいひろがり特別融資」の利用が可能となり、「特別割増融資」が適用されるなど必要な資金の貸し付けにも配慮がなされます。

[優良田園住宅の建設の促進に関する法律の仕組み]

